

2024 年度冬季早稲田大学緊急奨学金 募集要項

（日本人等学生・外国人留学生）

「早稲田大学緊急奨学金」は、在学中に家計支持者の失職・破産・病気・死亡等または、火災・風水害等による家計急変のため、修学継続が困難な学生の支援を目的とした制度です。

本奨学金の給付を希望する対象者は、申込要項等をよく読み、以下の出願手続を必ず行ってください。審査・選考の結果、奨学生に採用されると、本奨学金の給付を受けることができます。

（ご参考：2024 年度夏季の採用状況）

日本人等学生：出願者 21 名 → 採用者 10 名 外国人留学生：出願者 8 名 → 採用者 5 名

1. 出願資格：以下の条件に該当すること

本奨学金を出願する時点で、^{※ 1}過去 1 年以内（2024 年 1 月～2024 年 12 月）に^{※ 2}家計急変の事由が生じ、それにより^{※ 3}修学継続が困難と認められる日本人等学生または外国人留学生（正規課程に在学し、学部は標準修業年限内で卒業が可能な者、大学院は各課程の標準修業年限内に在籍する者）。

※ 1 出願時点で 1 年を超える事由は、対象にはなりません。ただし前年度採用者の同一事由による再出願の場合は 1 年を超える事由でも申請可能です。

※ 2 家計急変の定義は次のとおりです。

「家計急変」とは、次の①～⑤のいずれかに該当する場合を指します。

①主たる家計支持者（両親のうち収入が多い者またはこれに代って家計を支えている者）が会社の倒産・解雇等により失職、または会社都合による早期退職した場合（再就職したにもかかわらず収入が著しく減少している場合を含む）。

※定年退職や自己都合による退職は、対象となりません。

②主たる家計支持者が死亡または離別した場合。

③主たる家計支持者が破産した場合。

④病気、事故、会社倒産、経営不振その他家計急変の事由により、出願者の属する世帯の家計支出が著しく増大、若しくは収入が著しく減少した場合。

⑤火災、風水害、震災等の災害により災害救助法・天災融資法等の適用を受ける著しい被害またはこれらの災害に準ずる程度の被害を受けたことで、出願者の属する世帯の家計支出が著しく増大、若しくは収入が著しく減少した場合。

※ 3 日本国籍を有する者、永住者／特別永住者／定住者／日本人（永住者、特別永住者）の配偶者・子を指します。

《注意》（日本人等学生のみ）

資格要件とはいたしません。応募者多数の場合、国の修学支援新制度（家計急変）や日本学生支援機構貸与奨学金（緊急・応急採用）の申請をする者、あるいは既に日本学生支援機構奨学金（給付・貸与）の交付を受けている者を優先的に選考することがあります。

2. 奨学金額（年額）：40 万円（1 年限り）

3. 申請期間：

申請開始	2024 年 11 月 29 日	WEB 申請フォーム受付開始
WEB 申請フォームへの入力締切	2024 年 12 月 19 日	17:00 まで
必要書類の郵送締切	2024 年 12 月 19 日	当日消印有効

※提出期限を過ぎてからの申請は一切認められません。

4. 出願方法： ステップ1～5の手続きを行ってください。

ステップ1 応募資格等の確認

- ・本募集要項を熟読し、本奨学金制度の主旨・申請資格等を確認してください。

ステップ2 WEB 申請に必要な情報の収集

- ・『早稲田大学緊急奨学金』 WEB 申請フォーム入力項目を確認し、WEB 申請にあたり必要な情報を収集してください。

[WEB 申請フォーム入力項目（日本人等学生向け）](#)

[WEB 申請フォーム入力項目（留学生向け）](#)

ステップ3 WEB 申請フォームの入力

- ・ステップ2で準備いただいた情報を基に、WEB 申請フォームの入力を締切までに行ってください。入力時は、誤りのないように慎重に入力を行ってください。
- ・WEB 申請フォーム（日本人等学生向け）：<https://forms.office.com/r/hTwjcTHTSg>
- ・WEB 申請フォーム（留学生向け）：<https://forms.office.com/r/ShK7lvvBCH>

ステップ4 必要書類の準備

- ・本募集要項「5. 必要書類」に記載されている書類を揃えてください。出願書類に一つでも不備・不足がある場合には、選考対象となりませんので、ご注意ください。

ステップ5 必要書類の郵送

- ・申請期間内に必要書類を奨学課へ郵送してください。
- ・ステップ4の準備が完了したら、速やかに郵送していただくよう、ご協力をお願いいたします。
- ・提出用封筒は、角2（A4）サイズの封筒（またはレターパック）をご利用ください。
- ・**到着確認のお問合せには対応いたしかねますので、到着確認が必要な場合は簡易書留やレターパック等、配達記録の残る方法で郵送ください。また、普通郵便をご利用の場合、郵便事故等による不達時に考慮することはできません。**
- ・郵送先

〒162-8644 東京都新宿区戸山1-24-1

早稲田大学 学生部奨学課 「早稲田大学緊急奨学金」係 宛

5. 必要書類：以下をよく読みの①～③の必要書類を揃えてください。

①「早稲田大学緊急奨学金」送付チェックリスト 兼 誓約書（所定様式 [WORD 版](#) [PDF 版](#)・A4 サイズ）

②家計を一にする家族全員分の収入に関する証明書類（就学者・未就学者を除く）

1) 提出必須の書類

	【日本人等学生】提出書類	【外国人留学生】提出書類
2022 年 12 月以前から現在と同じ職にある者	1. 最新の「所得証明書」 2. （所得証明書に未記載の収入・所得がある場合）源泉徴収票または確定申告書控 3. 年金や公的手当を受給している場合は振込通知等	家計急変前の 12 カ月分および家計急変後の収入証明書 ※急変前および急変後両方の期間について収入証明書が必要となります。詳細は「 早稲田大学緊急奨学金（留学生）書類提出チェックシート 」にてご確認ください。
2023 年 1 月以降に就職・転職・退職等した者	1. 最新の「所得証明書」 2. 前職の源泉徴収票または確定申告書控 3. 年金や公的手当を受給している場合は振込通知等 4. （転職・就職した場合）直近 3 ヶ月分の給与明細書 5. （転職・退職・廃業等した場合）退職・廃業の証明書	
2023 年 1 月以降に	1. 最新の「所得証明書」	

自営業等を始めた者	2. 「1年間の所得見込報告書」（自由書式） “売上－（原価＋経費）＝所得”等を必ず記入 3. 確定申告を行っている場合は確定申告書控 4. 年金や公的手当を受給している場合は振込通知等	
無収入の方、または所得額が非課税額内の者	最新の「非課税証明書」 ※無収入でも、所得金額（ゼロ）の記載があるもの。	
海外在住で日本国内の所得証明書が取れない場合	2023年中の総収入を証明する書類 ※現地給与、内地給与が記載されていること （円換算したもの、日本語訳を添付）	

※学生本人が「独立生計」として出願する場合には、上記の書類に加えて、学生本人の収入に関する証明書類（市町村区役所発行の所得証明書・源泉徴収票・給与明細書等）と学生本人の「健康保険証（両面）」コピーを必ず提出してください。

※所得書類の必要な家族には、家計急変の当事者（死亡、離別等）を含みます。

※各個人の状況によって、上表に記載のない証明書類を追加提出していただく場合があります。

2）家計急変の事由に応じて提出必須の書類

		【日本人等学生】提出書類	【外国人留学生】提出書類
A	家計支持者が会社の倒産・解雇等により失職、または会社都合による早期退職の場合	・離職票・雇用保険受給資格者証（雇用保険の受給資格がない場合のみ、離職理由の明記された退職証明書等） ・急変後の収入がわかる書類（「5. 必要書類-②-1）」以外の書類がある場合）	・解雇通知／退職証明書（退職理由と退職日が記載されていること） ・失業手当・失業保険に関する証明書
B	家計支持者が死亡の場合	・死亡届、死亡診断書、戸籍抄本等のいずれか ・遺族年金の受給（予定）額がわかる書類 ・生命保険の受給（予定）額がわかる書類 ・故人が存命時の「5. 必要書類-②-1）」	・死亡届／死亡診断書（死亡日が記載されていること） ・生命保険に関する証明書
C	家計支持者が離別の場合	・戸籍謄本、離婚届書等 ・急変後の収入がわかる書類（「5. 必要書類-②-1）」以外にある場合。離別して別家計となっている方の「5. 必要書類-②-1）」は必須です）	・離婚届等、離婚の事実を証明する書類（離婚日が記載されていること）
D	家計支持者が破産の場合	・破産宣告書、銀行取引停止通知書、廃業証明等 ・急変後の収入がわかる書類（「5. 必要書類-②-1）」以外の書類がある場合）	・破産の証明書（破産が認められた日が記載されていること）
E	家計支持者の病気、事故、会社倒産、経営不振等により著しく支出が増大または収入が減少の場合	・急変事由を証明する書類 ・著しい支出の増大または収入の減少を証明する書類（病名・治療費がわかるものなど） ・急変後の収入がわかる書類（「5. 必要書類-②-1）」以外の書類がある場合）	【医療費による支出増大の場合】 ・医療費の証明書（病院から発行されるレシート等。発行日が記載されていること） 【医療費以外の支出増大の場合】 ・支出増大を証明する公的書類（発行日が記載されていること） 【収入減少の場合】 ・会社が発行する給与減少を証明する書類（給与が減少する機関が記載されていること。会社が発行していること）

F	火災、風水害、震災等により著しく支出が増大または収入が減少の場合	・罹災証明書等 ・著しい支出の増大または収入の減少を証明する書類 ・急変後の収入がわかる書類 （「5. 必要書類-②-1」）以外の書類がある場合）	・罹災の証明書、被害状況を確認できる資料（公的書類であること）
---	----------------------------------	--	---------------------------------

③家計急変を証明する公的書類

※各個人の状況によって、上表に記載のない証明書類を追加提出していただく場合があります。

6. 選考方法：

選考は、提出書類により行います。書面から判断ができないこと等を、奨学課から学生本人の Waseda メールアドレス宛や携帯電話宛に照会したり、追加書類の提出を求めたりする場合があります。奨学課からの連絡に応答がない場合は選考の対象となることが出来ませんので、ご注意ください。

7. 奨学生の決定・奨学金の交付時期：

提出書類によって、生活困窮度・緊急度および修学継続の意欲等について総合的に審査し、奨学生を決定します。最終的な選考結果は、2月下旬頃にメールにてお知らせします。

なお、奨学金の交付は、2025年2月28日(金)(予定)となります。

※本奨学金は、1年限りの交付となります。次年度以降に継続される奨学金ではありませんので、ご注意ください。

※採否に関するお問い合わせにはお答えいたしかねますので、ご了承ください。

8. その他：

【日本人等学生】

急変事由の発生により今後も厳しい家計状況が見込まれる場合、「2025年度春の奨学金登録」を行ってください。奨学金登録をすることで「学内奨学金（給付型）」「日本学生支援機構奨学金（貸与型）」「地方・公共団体奨学金（給付型・貸与型）」に申請することが出来ます。2025年度の登録期間や手続き方法は2025年度版「奨学金情報 Challenge」をご確認ください。

※2025年度春の奨学金登録期間（予定） 2025年2月1日～3月14日

※2025年度版「奨学金情報 Challenge」について

奨学課 HP にて公開予定しています。

URL：<https://www.waseda.jp/inst/scholarship/applying-loans/download/>

また、学部生で、「住民税非課税世帯またはそれに準ずる世帯」の場合、国の修学支援新制度（授業料減免および日本学生支援機構給付奨学金）への申請もご検討ください。2025年度の募集スケジュールは以下の通りです。

<募集スケジュール（予定）> ※スケジュールの詳細や申請条件等は奨学課 HP にてご確認ください。

第一回：4月申込受付開始、7月採用決定／第二回：10月申込受付開始、12月採用決定

【外国人留学生】

外国人留学生の奨学金申請方法については、各学部・研究科により異なります。

詳細については、ご所属の学部・研究科事務所 HP や窓口で直接ご確認ください。

以 上

作成・提出に関する
問い合わせ先

早稲田大学 学生部奨学課 （月曜～金曜 10～16 時）

e-mail syogakukin@list.waseda.jp

＊お問い合わせの際は学籍番号・氏名を明記してください。

提出書類に記載されている個人情報は、奨学金業務にのみ利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。